# 平成１９年第５回野洲市議会定例会会議録

| | |
|---|---|
| 招集年月日 | 平成１９年１２月４日 |
| 招集　場所 | 野洲市役所議場 |
| 応招　議員 | １番　三和　郁子　　２番　矢野　隆行<br>３番　梶山　幾世　　４番　内田　聡史<br>５番　奥村　治男　　６番　藤村　洋二<br>７番　川口　東洋　　８番　西本　俊吉<br>９番　本田　章紘　　１０番　田中　良隆<br>１１番　藤下　茂昭　　１２番　中島　一雄<br>１３番　田中　孝嗣　　１４番　中田　幸子<br>１５番　小島　　進　　１６番　野並　享子<br>１７番　小菅　六雄　　１８番　鈴木　市朗<br>１９番　原田　　薫　　２０番　田中栄太郎<br>２１番　林　　克　　２２番　荒川　泰宏<br>２３番　河野　　司　　２４番　秦　　眞治 |
| 不応招議員 | なし |
| 出席　議員 | 応招議員に同じ |
| 欠席　議員 | なし |

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 山﨑甚右衛門 | 副市長 | 川尻　良治 |
| 収入役 | 阪口　和夫 | 教育長 | 大堀　義治 |
| 監査委員事務局長 | 米澤　博 | 総務部長 | 北口　守 |
| 市民健康福祉部長 | 田中　正二 | 都市建設部長 | 島村　平治 |
| 環境経済部長 | 山田　和広 | 教育部長 | 南　喜代志 |
| まちづくり政策室次長 | 高田　一巳 | 総務部次長 | 前田　健司 |
| 総務部次長 | 東郷　達雄 | 市民健康福祉部次長 | 新庄　敏雅 |
| 都市建設部次長 | 堤　文男 | 環境経済部次長 | 竹内　睦夫 |
| 教育部次長 | 船橋　登志夫 | 教育部次長 | 常諾　眞教 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 秘書課長 | 立入　孝次 | | 総務課長 | 中島　宗七 | |
| 企画財政課長 | 佐敷　政紀 | | | | |

出席した事務局職員の氏名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 山中　重樹 | | 事務局次長 | 井狩　重則 | |
| 書記 | 川﨑　和美 | | 書記 | 赤坂　悦男 | |

議事日程

第１　諸般の報告について

第２　会議録署名議員の指名について

第３　会期の決定

第４　議第９６号から議第１１４号まで一括上程

（野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例他１８件）

第５　請願第３号から請願第５号まで一括上程

（米対策及び品目横断的経営安定対策についての請願他２件）

市長提出議案

議第　９６号　野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例

議第　９７号　野洲市発達支援センター条例

議第　９８号　野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議第　９９号　野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議第１００号　野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第１０１号　野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議第１０２号　野洲市手数料条例の一部を改正する条例

議第１０３号　野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例

議第１０４号　野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

議第１０５号　野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議第１０６号　野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議第１０７号　野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議第１０８号　野洲市指定居宅介護支援事業所条例を廃止する条例

議第１０９号　平成１９年度野洲市一般会計補正予算（第２号）

議第１１０号　平成１９年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議第１１１号　平成１９年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議第１１２号　平成１９年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第２号)

議第１１３号　平成１９年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）

議第１１４号　平成１９年度野洲市水道事業会計補正予算（第１号）

開議　　午前９時００分

議事の経過

（開会）

○議長（林　　克君）　（午前９時００分）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は２４名であります。定足数に達しておりますので、平成１９年第５回野洲市議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（日程第１）

○議長（林　　克君）　日程第１、諸般の報告を行います。

出席議員２４名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第１００条第１２項及び会議規則第１２１条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定いたしましたのでご報告申し上げます。なお、派遣の詳細は配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

（日程第２）

○議長（林　　克君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２０条の規定により、第１４番、中田幸子君、第１５番、小島進君を指名いたします。

（日程第３）

○議長（林　　克君）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月２１日までの１８日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　　克君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月２１日までの１８日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

（日程第４）

○議長（林　　克君）　日程第４、議第９６号から議第１１４号まで、野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例他１８件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長（山中重樹君）　おはようございます。それでは議件を朗読いたします。

議第９６号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例、議第９７号野洲市発達支援センター条例、議第９８号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議第９９号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議第１００号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第１０１号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議第１０２号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第１０３号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例、議第１０４号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第１０５号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第１０６号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第１０７号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議第１０８号野洲市指定居宅介護支援事業所条例を廃止する条例、議第１０９号平成１９年度野洲市一般会計補正予算（第２号）、議第１１０号平成１９年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、議第１１１号平成１９年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、

議第１１２号平成１９年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議第１１３号平成１９年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）、議第１１４号平成１９年度野洲市水道事業会計補正予算（第１号）。

以上でございます。

○議長（林　　克君）　議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山﨑甚右衛門君）　おはようございます。本日ここに、平成１９年第５回の野洲市定例議会を招集をいたしましたところ、議員の皆さんには全員ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、議決案件といたしまして、条例の制定２議案、条例の一部改正１０議案、条例の廃止１議案、平成１９年度補正予算６議案の合計１９議案につきまして、ご審議をお願いするものでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、議第９６号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例について、ご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに条例制定を行うもので、複雑化・高度化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進する観点から、職員が任命権者に対して自己啓発等休業の申請をした場合において、公務の運営に支障がなく、当該職員の能力の向上に資すると認められるときは、３年を超えない範囲で、大学等における課程の履修または国際貢献活動のための休業を認めるものであります。また、自己啓発等休業をした職員の職務に復帰した場合における給料の号級の調整について、職員としての職務に有用であると認められるものについては１００分の１００以下、それ以外のものにあっては１００分の５０以下の換算率を用いて得た期間を、引き続き勤務したものとみなして、給料の号級の調整をすることができるものであります。

この条例は、２０年１月１日から施行するものであります。

次に、議第９７号野洲市発達支援センター条例についてご説明を申し上げます。

平成１７年度に施行されました発達障害者支援法では、発達障がいのある人に対する障がいの早期発見・相談・保育・就労支援などが市町村の責務となりました。発達に支援を必要とする人や家族、支援者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援システムを構築し、発達状況に応じた適切な自立と社会参加のために、保健・医療・福祉・教育・就

労の関係機関の連携により、総合的かつ継続的な相談・支援を行う拠点として、野洲市発達支援センターを設置し､野洲市が障がい者福祉計画の基本理念であります｢自分らしく、地域で共に暮らし、人々が支え合うことができるまち、ほほえみ・ときめきのまち　やす｣の実現を目指すものであります。

なお、この条例につきましては、２０年の４月１日から施行するものであります。

次に、議第９８号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正を行うもので、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両面を一層容易にするための環境整備を行うものであります。

主な内容といたしましては、議第９９号でご提案理由を申し上げます職員の育児短時間勤務制度の創設に伴い、当該職員の勤務時間の割り振り及び勤務時間外における勤務の取り扱いなどを定めるものであります。

この条例につきましては、２０年１月１日から施行いたします。

議第９９号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

議第９８号でご説明を申し上げました上位法の改正によるものであり、主な内容につきましては第１に、職員は任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学始期に達するまでの子どもを養育するため、育児短時間休暇をすることができることとし、育児短時間勤務職員の給与等の取り扱いについて定めるものであります。

第２に、部分給与の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子どもまで引き上げるものであります。

第３に、育児休業をした職員に職務に復帰した場合における給料の号級の調整を、これまでの２分の１から１００分の１００以下とするものであります。

なお、この条例は平成２０年１月１日から施行するものであります。

また、育児休業をした職員の職務復帰した場合における給料の号級の調整は、法律にあわせて平成１９年８月１日から適用するものであります。

次に、議第１００号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

人事院は、８月８日に国家公務員の給与改定を勧告いたしました。その主な内容につき

ましては、官民給与の格差０．３５％を是正するために、初任給を中心に若手層に限定した俸給月額の引き上げや、子等に係る扶養手当を５００円引き上げること、勤勉手当を０．０５月分引き上げることなどでありました。

政府は、１０月３０日に指定職の職員を除き、勧告どおりに給与改定を行うことを閣議決定され、本市の職員の給与におきましても閣議決定の趣旨に沿った給与改定を行うものであります。

また、先にご提案申し上げました議第９９号野洲市職員の育児休業に関する条例の一部改正に伴い、関係する条文の文言の修正を行うと共に、現在、滋賀県市町村職員退職手当組合にて事務の処理を願っております退職手当につきまして、今回、より適正化を図るため、野洲市職員の給与に関する条例に明文化を行うものであります。

なお、本条例中、第１条の規定は公布の日から施行し、第２条の規定は平成２０年４月１日から施行するものであります。

また、第１条の規定中、退職手当及び短時間勤務を除く給与の改定に係る規定は、平成１９年４月１日から適用し、第２２条第２項第１号の勤勉手当の支給率の改正に係る規定は平成１９年１２月１日から適用するものであります。

次に、議第１０１号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

この条例は、議第９６号及び議第９８号でご説明を申し上げました上位法の改正によるものであり、主な内容につきましては職員の育児のための部分休暇の対象となる子の対象年齢の引き上げ及び職員の自己啓発等休業制度の創設に伴い、企業職員についても同様の対応を行うための改正をするものであります。

また、議第１００号でご説明を申し上げました野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、現在、滋賀県市町村職員退職手当組合にて事務の処理を願っております退職手当につきまして、今回、より適正化を図るため、本条例に明文化を行うものであります。

この条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

次に、議第１０２号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

本案は、住民登録並びに印鑑登録等の市民窓口手数料のほか、税務関係証明の手数料等を改正しようとするものであります。これは、野洲市財政健全化計画の中の受益者負担の

適正化を図る方策の１つとして定めました手数料の見直し方針に基づき、各種の手数料の原価計算を行いました結果、証明書の交付及び閲覧手数料の額を算定する必要が生じたことによるものであります。

現行の証明書交付手数料につきましては、旧２町において平成元年に改定以来、既に１８年が経過しており、その間、急速に機械化が進み、事務処理の迅速化が図られたものの、一方で、これに伴う電算処理経費等が増加していることから、当該経費に見合った手数料の額に改定しようとするものであります。

また、指定居宅介護支援事業所を平成２０年４月１日付で廃止することに伴い、関係規定を削除するものであります。なお、本条例は２０年４月１日から施行するものであります。

次に、１０３号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

先ほど、議第９７号で説明を申し上げましたとおり、心身の発達に支援を必要とする人を対象に、乳幼児期から成人期までの一貫した支援システムの構築と共に、その相談支援の拠点として、野洲市発達支援センターの開設を現在進めております。このことに伴い、ふれあい教育相談センター所管のこころの教育相談事業、適応指導教室、ことばの教室、おやこ教室、早期療育通園事業及び巡回発達相談事業の６事業のうち、おやこ教室、早期療育通園事業及び巡回発達相談事業の３事業について、市民健康福祉部所管の野洲市発達支援センターへ移管することから、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例につきましては、２０年の４月１日から施行するものであります。

次に、１０４号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

こどもの家、いわゆる学童保育所ですが、保育料につきましては、現在、学年別に額を定めておりますが、近隣の料金体系などに鑑み、その平準化を図るため見直しを行った結果、平成２０年度から学年一律の月額９，０００円に改定しようとするものであります。

また、間食費等については実費負担が本来であるため、保育料とは別途の徴収といたしました。さらに、延長保育については１カ月ごとの金額設定となっておりますが、緊急による延長保育の希望がある場合の対応として、１回ごとの料金設定を新たに追加し、所要の改正を行うものであります。

この条例につきましては、２０年の４月１日から施行するものであります。

次に、議第１０５号ですが、野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

本条例は、昨年６月の国会において健康保険法の一部を改正する法律が成立したことを受け､現行３歳未満の被保険者に適用されている一部負担金の割合､２割でございますが、が、小学校就学前の被扶養者に拡大されることや、７０歳以上の被保険者の一部負担金の割合が１割から２割に変更されることから、これに係る規定を改正しようとするものであります。

なお、この条例につきましては、２０年の４月１日から施行するものであります。

次に、議第１０６号野洲市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例は近年、公営住宅における暴力団員の不法行為等が全国的に発生していることから、公営住宅の入居者及び周辺住民の安全と平穏を確保するため、公営住宅における暴力団排除についての国土交通省通達及び公営住宅における暴力団排除についての警察庁通達に基づき、野洲市営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、入居時における資格要件、同居承認要件及び入居の承継時における要件に、暴力団員排除に係る条項を加え、あわせてそのほか、字句の訂正を行おうとするものであります。

この条例につきましては、公布の日から施行するものであります。

次に、議第１０７号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

先ほど、議第１０２号でご説明を申し上げましたとおり、水道関係証明の手数料におきましても、受益者負担の適正化を図る方策を定めました手数料の見直し方針により、原価計算を行いました結果、手数料の額を改定しようとするものであります。

この条例につきましては、２０年の４月１日から施行するものであります。

次に、１０８号野洲市指定居宅介護支援事業所条例を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。

野洲市指定居宅介護支援事業所は、平成１２年度の介護保健制度の開始に伴い、旧野洲町内には居宅介護支援事業所が少なかったことから、安定した適正なサービスの提供を行うため、市直営の居宅介護支援事業所を設置し、介護ケアプラン作成のサービス提供を担ってまいりました。その後、民間の居宅介護支援事業所も年々増加し、現在、野洲市を提

供地域にしております事業所数は３３事業所を超え、サービス提供の環境も充実をいたしました。このようなことから、市が設置主体となる居宅介護支援事業所としての使命を一定果たしたことから、平成１９年度末をもって事業所を廃止しようとするものであります。

この条例につきましては、平成２０年４月１日から施行するものであります。

議第１０９号から議第１１４号までの平成１９年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について説明を申し上げます。

別冊の平成１９年度野洲市補正予算書をご覧下さい。

議第１０９号平成１９年度野洲市一般会計補正予算（第２号）について、説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，１３４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７３億３，３４４万１，０００円とするものであります。

次に、地方債の追加及び変更につきましては１０ページでございますが、第２表地方債補正をご覧いただきたいと思います。

市債の限度額を追加変更し、事業への充当額を変更するものであり、事業費の確定等により充当額を精査し、またより適債事業への充当となるよう、見直しをするものであります。

次に、歳出の主な内容について説明を申し上げます。

まず、人件費関係では、人事院勧告による職員の手当等の改定、また人事異動によります精査を行ったものであります。

次に３０ページをご覧下さい。

総務費におきましては、財政管理費では１６７万円の追加でありまして、財政調整基金への利子の積み立てを行うものであります。

３２ページです。

企画費の企画調整推進費では、東海道新幹線新駅の設置工事の中止が決まったことから、促進協議会への設置負担金を減額するものであります。

自治振興費では、自治会長報酬の減額及び自治会への各種補助金の追加や精査により、追加するものであります。

税務総務費の税務管理費では、法人市民税の申告等によります過年度課税分の還付金を追加するものであります。

次に、４４ページでございますが、滋賀県議会議員選挙では、県委託金の額の確定によりまして、減額をいたすものであります。

次に民生費、４８ページでございますが、障害者福祉費の障害者自立支援事業費では、居宅サービスの利用増加及び作業所からの新体系移行等に伴い、総額で２，９９９万８，０００円を追加するものであります。身体障害者共同作業所等入所事業費では、小規模通所授産施設等が障害者自立支援法に基づく事業所に移行したために、費用を減額するものであります。

国民健康保険事業費では、保健基盤安定に対する繰出し額の確定により追加するものであります。

児童福祉総務費の学童保育所運営費では、開所基準の改定に伴う開所日数の増加により、指定管理委託料を追加するものであります。

児童措置費の児童手当費では、手当金額を引き上げる児童手当法の改正によりまして追加するものであります。

公立保育所の公立保育所運営費では、野洲第１保育園の遊戯室改修に伴う工事費を追加するものであります。

６０ページでございますが、扶助費では生活保護に係る医療扶助費の増加により、追加するものであります。

衛生費関係につきましては、６２ページをお願いいたしますが、健康推進費の精神障害者社会復帰施設運営補助事業費では、利用者の増により、補助金で追加するものであります。

６４ページ、塵芥処理費では、ごみ収集運搬委託料の入札執行残を、また６６ページのし尿処理費ではし尿収集の減の見込みによりまして、それぞれ減額をするものであります。

農林水産関係につきましては、７２ページでございますが、農地費の土地改良事業費では、田園交流基盤整備費で、交差点の街路灯整備に伴う県負担金を追加するものであります。

次に、林業総務費では、大篠原地先に設置予定の公衆便所の工法等の変更に要する経費を追加するものであります。

土木費関係につきましては、７６ページでございますが、道路橋梁維持費の道路維持工事費では、緊急対応が必要な甲賀葉山線等市道３路線の工事費を追加するものであります。

道路新設改良費の道路新設改良工事費では、市三宅小南線の国庫補助事業の確定により、

工事請負費で減額をするものであります。

交通安全施設整備費の交通安全施設整備事業費では、佃浅田線ほか１路線の交差点改良事業に伴い必要となる公有財産の購入費や、佃浅田線の工事請負費、また近江八幡守山線の県営事業負担金等で追加をいたすものでございます。

次に、下水道事業費の下水道事業特別会計繰出金では、平成１８年度消費税額の確定により、公共下水道事業分の消費税分等を追加するものでございます。

８４ページでございますが、住宅管理費の公営住宅管理事業費では、公営住宅の入退去に伴う修繕料やコンビニ収納システムの業務委託等総額で追加をするものであります。

住宅対策費の木造住宅耐震診断改修事業費では、申請件数の増加によりまして、必要な経費を追加するものであります。

次に、消防費につきましては、８６ページでございますが、常備消防費では本年度予定をされました西消防署分署改築工事が延期されることとなったために、負担金を減額するものであります。

非常備消防費の消防団活動費では、消防団防火衣の購入と、女性消防団が全国女性消防団活性化熊本大会出場に伴う制服購入及び旅費等で追加をいたすものでございます。

次の８８ページでございますが、自衛消防隊育成費では、吉川女性消防隊の日本消防協会定例表彰受賞に伴う参加経費として、必要な経費を追加するものであります。

次に、教育関係費につきましては９２ページでございますが、小学校管理費で小学校運営に必要な備品等を追加するものでございます。

９４ページの小学校施設整備費では、北野小学校及び中主小学校で校舎の改修が必要でございますので、それの設計業務委託料を追加するものであります。

中学校費の中学校管理費では、小学校同様にＡＥＤを設置する経費として必要な分を追加計上をいたします。

次に、９８ページでございますが、青少年教育費の青少年教育事業費では、季節子ども教室等各種事業費を精査して減額をするものであります。

次に、図書館費の図書整備費では、学校支援のための図書の充実と利用者の要望に応えるため、図書購入費として５００万円を追加するものであります。

次に、博物館費の博物館管理運営事業費では、歴史民俗資料館の空調設備の修繕料を追加するものであります。

保健体育総務費では、先般の県大会で優勝いたしました野洲高等学校の、全国高校サッ

カー選手権大会に出場をいたすための補助金を追加計上するものであります。

次に、学校給食センター費の給食センター施設管理費では、今後の執行見込み額の減により、総額を減額をするものでございます。

以上が、一般会計に係る歳出の主な内容でございますが、これに見合う歳入につきまして説明を申し上げます。資料は１４ページにお戻りをいただきたいと思います。

主な内容につきましては、まず市税でございますが、これは個人市民税で７，６３６万８，０００円を追加するものでございまして、使用料及び手数料では減額をするものでございます。学童保育所使用料及びし尿収集手数料の減でございます。

国庫支出金では、４，１３２万円の追加をするものでございます。内容といたしましては、障害者自立支援費負担金や生活保護費負担金等でございます。

県支出金での追加につきましては、主に放課後児童対策事業補助金や、県税徴収事務委託金でございます。

市債では減額をするものでございますが、各種事業の執行見込みによりまして減額をいたすものでございます。

続きまして、特別会計補正予算について説明を申し上げます。１１７ページへ戻っていただきたいと思います。

議第１１０号平成１９年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，４４４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３８億５，００５万６，０００円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げますと、１３０ページでございます。

総務費の一般管理費では、定期人事異動に伴う職員給与費を追加するものであります。

次に、１３２ページでございますが、保健事業費では、疾病予防対策事業費で、人間ドック等の申請件数の増加によりまして、必要な経費を追加するものであります。

次に、１３４ページ、諸支出金でございますが、１８年度の療養給付費国庫負担金の超過交付分の償還金として、必要な分を追加して対応しようとするものであります。

これらに見合う歳入といたしましては、１２４ページでございますが、療養給付費交付金では、平成１８年度退職被保険者交付金が確定したことから追加交付額を、また繰入金では一般会計繰入金の保健基盤安定繰り入れに係る金額が確定したことと、職員給与費に係る繰り入れを歳出にあわせて調整したことから追加するものでございます。

また、繰越金では追加し、対応をいたすものでございます。

次に、１４１ページをご覧願いたいと思います。

議第１１１号でございますが、平成１９年度野洲市介護保健事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ３４９万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を２４億３，８８３万２，０００円とするものであります。

歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

１５６ページでございますが、保険給付費では、当初予算と半年間の給付実績に基づく決算見込み額との過不足額を計上したもので、保険給付費総額で２７４万１，０００円を追加するものであります。

１５８ページでございますが、地域支援事業の包括的支援事業費では、人事異動に伴う職員給与費を減額するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、１４８ページでございます。

国庫支出金では支払基金交付金で、またそれぞれを追加して、繰入金では減額をしていこうと、こういうことでございます。

次に、１６５ページをお願いいたします。

議第１１２号でございます。１９年度の下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ６，９０９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２２億１，３００万９，０００円とするものでございます。

それでは､歳出の主な内容についてご説明を申し上げます｡１８０ページをご覧下さい。

総務費、一般管理費では、職員の人件費の精査による減額と、消費税額確定による中間納付分の増額をあわせて追加をいたすものでございます。

次に、１８２ページ、公共下水道事業費、管渠管理費では、公共下水道圧送ポンプ場及び比留田真空ポンプ場遠隔装置の移設費を追加して、管渠管理費では職員の人件費の精査により減額と、湖南中部流域下水道建設事業において、国庫補助事業の対象事業費の変更があったことによる増額、また、中畑区画整理事業の関連管渠工事に伴う増額をあわせて追加いたすものでございます。

これに見合う財源といたしましては、１７４ページでございますが、国庫支出金で追加をし、繰入金では農業集落排水事業及び公共下水道事業繰入金を合わせまして追加をするものでございます。市債では、公共下水道事業債、流域事業債、合わせましてこれを追加し対応するものでございます。

次に、１９１ページでございますが、議第１１３号平成１９年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第１号）については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３９７万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３，１００万円とするものであります。

それでは、歳出の内容について説明を申し上げますと、２０４ページでございますが、墓地公園管理費で、管理料のコンビニ収納に対応できるよう、コンビニ収納システム業務委託料を追加するものでございます。また、墓地公園整備基金に３２４万５，０００円を積み立てるための追加でございます。

これに見合う収入といたしましては、１９８ページでございますが、財産収入で６万５，０００円、繰越金で３９１万３，０００円を追加対応するものでございます。

それでは、最後に２０７ページをご覧下さい。

議第１１４号平成１９年度野洲市水道事業会計補正予算（第１号）について、説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動によりまして人件費に変更が生じましたので、補正を行うものであります。

第２条では、予算第３条に定められた収益的収支について、水道事業予算額を追加し、水道事業費用合計を８億９，１１１万１，０００円とするものでございます。

次に、第３条では、予算第４条に定められた資本的収支の予定額１２６万８，０００円を追加して、資本的収支の合計を４億４，６０２万６，０００円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億５，４６９万５，０００円については、当年度・過年度分損益勘定留保資金、並びに消費税等資本的収支調整額で補てんをするものであります。

ちょっとお待ち下さい。間違えたところがあるようでございますので、修正をいたします。

１０３号の野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を、「センター」という言葉が抜けたと。１０３号で、野洲市ふれあい教育相談センター条例の「センター」が抜けたということで、申しわけございません。

それと、１０５号の小学校就学前の被保険者と申し上げたのを「被扶養者」に直さないといけないということ。逆か。「被扶養者」と言ったのだな。それを「被保険者」と言わないといけないと。申しわけございません。もう一遍言います。１０５号の野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例の中で、小学校就学前の被保険者に拡大されることや、７

０歳以上の被保険者の一部負担金の割合が１割から２割に変更されることからこの条例を直すと、こういうことの説明を申し上げないといけないのを間違えましたので、おわびを申し上げておきます。

一般会計の歳入で、国庫支出金を４，１３２万円と申し上げないといけないところを４１３万と申し上げたと、こういうことの訂正でございます。

それと、墓地公園の条例の１１３号を１９１ページと、こう言うのを、墓地公園の議案の番号が１１３号でありますので訂正しておきます。申しわけございません。

以上でございます。

（日程第５）

○議長（林　　克君）　日程第５、請願第３号から請願第５号まで、米対策及び品目横断的経営安定対策についての請願他２件を一括議題といたします。

それぞれ紹介議員から、請願趣旨の説明を求めます。

まず、請願第３号について、第１０番、田中良隆君。

○１０番（田中良隆君）　それでは、請願書の説明をしたいと思います。

おうみ冨士農協から出ておる請願でございまして、皆さん方のお手元に資料があると思いますが、皆さん方ご存知のように、平成１９年度、今年の４月から米政策につきまして大きく変わりました。米の政策の改革、それと品目横断的経営安定対策という改革、これは麦あるいは大豆を中心にした中身ですが、それともう一点は、農地・水・環境保全向上対策という、こういう３つの柱で今の４月から、大きく農政がかじを変えたところでございます。

そんな中で、この請願につきましては、そういうベースを踏まえた中で、まだまだ具体的にやってみて、もっとこうしてほしい、ああしてほしい、ちょっとおかしいのじゃないか、そういう部分を主に書き上げておる請願でございます。文章長いですが、朗読をさせていただきます。

まず、米対策についての内容でございますが、平成１６年産米から米政策改革が実施され、平成１６、１７、１８年産の全国平均の作況が９８、１０１、１９６、今年はちなみに１００でありましたが、ほぼ需給が均衡し、慢性的な過剰作付状態という構造的な問題が覆い隠されてきました。しかし、この間、引き続き食用米の需要減に歯どめがかからず、年々生産目標数量も減少していきました。その中で、米以外の作物転換の限界感や生産調整、非参加者との不公平感の増大、米価下落による所得の低下等により、生産調整の達成

が困難となり、地域としては未達成が増加し、県ごとでは過半数を超える府県でそういう状況にございます。さらに、平成１９年産からの新たな需給調整システムでは、生産調整方策に基づき、参加する生産調整実施者のみが数量配分され、計画生産する一方で、非参加者の過剰作付は解消されず、このままではさらに固定化・拡大化をしかねない状況である。このような構造的な過剰生産による需給ギャップに対し、現行の対策だけでは限界があり、米の需給と価格の安定を図る実効性の確保は困難な状況にあります。また、世界の中長期的な穀物需給は、人口増加、途上国の発展とさらにバイオエタノールの需要増により逼迫する見通しであり、飼料穀物、大豆、小麦等の国際価格は高騰が見込まれ、国内産においてもそれらの需要が増大しているという、そういう状況でございます。

それと、２点目の品目横断につきましては、この対策は１９年産からのＷＴＯにおける国際規律に対応し、土地利用型農業における担い手の経営安定対策を法律として措置したものでありますが、生産現場からさまざまな見直し、改善を求められております。地域の農業を将来的に支えていくべき担い手の所得を確保するという観点から、地域ごとの実態を踏まえた要件緩和や支援の充実など、必要な見直しを徹底する必要がございます。

このようなことからということで、次の請願事項を列記されております。

次のページでございますが、計画生産を担う集落営農を含めた担い手の主食用米の再生産コスト、所得を支える新たな所得確保対策を確立すること。生産調整、いわゆる転作ですが、これの実施者の米に対する万全のメリット措置、それと現行収入減少影響緩和対策の見直しや、新たな交付金の施行。

２番目には、麦、大豆等の作物への転換対策の強化に加え、水田を水田として活用する非食用米、例えば加工用米でありますとか、バイオエタノール米でありますとか、えさ米とかそのことですが、それの生産に向けたいわゆる普通に食べる米、食用米との所得差を補てんする対策を確立すること。

３番目には、計画生産の実効性確保に向け、国の責任と役割の強化を図る対策として、国の各種交付金の対象を生産調整実施者のみとし、その対応を強化すること。

１番としまして、各都道府県、市町村行政での、水田農業推進協議会の役割発揮の促進対策。２番目には生産調整非参加者への参加誘導。転作しない農業者にも転作をしてもらえるような、そういう対策を強化してほしいという、そういうところでございます。

４番目には、地域における多様な担い手を対象とするための対策を講じること。地域、市町村の実情に応じた担い手、特定団体を対象とする市町村特例等の措置。現行の対象者

要件特例の拡充弾力化という。それと、特定農業団体の設立や法人化の弾力的対応と書いておりますが、これは現在、個人の農業者は４ヘクタール、４丁、集団では２０ヘクタール、２００反。それと転作に限ってする団体につきましては、７０反の面積がないとその対象にならないというのをその地域の実情に合うて、弾力的にできるようにしてほしいという、そんな要望でございます。

５番目には、生産条件不利補正対策における支援水準、基準期間のあり方について見直しをすること。過去の生産実績に基づく交付金の、これは非常にわかりにくい話ですが、緑ゲタ実績の変動にかかわる仕組みの検証ということで、今現在では、平成１６年、１７年、１８年の実際に出荷をされた数量、それを農業共済の基準数量に見合って、それをもとに割り出して、あなたは過去３年間の平均で１年間これだけの小麦あるいは大豆を生産をしていましたよという、例えば、５００反してても生産量の少ない農家は４００反しかしていないという実績になるわけですが、その逆の場合もありますが、そういう基準を見直しをしてほしい、そういう要望でございます。ただ、この基準につきましても、今現在、３年先まではほぼそうであろうということになっておりますが、４年後についてはまだ非常に未確定でございまして、農林水産省本体でもどうするのかという議論が、まだ煮詰まっておらないという現実がございます。そういうところ。

６番目が、米価が大幅に下落した場合に、今後担い手や特定農業団体が安定して経営を継続できる緊急的な所得確保対策の見直しをすること。ここに出てきます特定農業団体というのは、野洲市の場合で平たく言いますと、いわゆる集落営農組織を５年したら法人化をしますよ、法務局届けた、きちっとした代表をつくって、定款をつくって、そういうのをしますよ、５年後にはそれをしますという約束をすることによって、今の、今年の４月からのいろんな交付金の対象をもらえるような組織になるという、そういう制度でございます。それを特定農業団体と言いますが、今現在、市内でも恐らく１０かそこいらぐらいは、１０幾つになっていると思いますが、ただ、現実的には、５年後に実際にそれが法人化できるというのはかなりに疑問符が付く、そういう団体が多いというのも現実でございます。

それと、最後に書いてますのが、申請事務や交付については、現場における事務負担を極力軽減するように、事務の簡素化、交付の早期化等を徹底して改善することというのを書いております。非常に、この申請につきましては、とりあえず正確にしたい、どっちかいうと数字だけ挙げて、悪いことしてようけもらういうような、こういうことが絶対なら

ないようにむちゃくちゃがんがちこんに縛りがございまして、ちょっと大きい法人でしたら厚さ１センチぐらい、紙、この積み重ねで１センチぐらいの厚みが必要なぐらいの書類を提出しないといけないという、非常に事務的にかなり負担があるということで、その辺の見直しも含めているという、そういうところでございます。

まとめて言いますと、このおうみ冨士農協の請願というのは今までの１９年の４月から大きく変わりますけども、ただ、今まで批判のありました農政、農業については、補助金のばらまきだという、そういう批判に対応して、ある程度、認定農業者、それで飯を食っていけるような効率的な規模の認定農業者、あるいはそういう団体を中心にするという、その辺についてはオーケーだけども、その運用についてはもう少し弾力的にして下さいよという、ここ平成１２、３年ごろからの国全体の流れの中の、そういう流れを受けとめた中での請願という、そういうスタンスでございます。

以上、紹介議員としての請願書の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（林　　克君）　次に、請願第４号及び第５号について、第１７番、小菅六雄君。

○１７番（小菅六雄君）　それでは、請願４号品目横断的経営安定対策の見直しと多様な担い手の育成を求める請願についての説明を行います。

今も話ありましたが、現在、政府が進める品目横断的経営安定対策は、原則、４ヘクタール以上の認定農家及び２０ヘクタール以上の集落営農組織のごく一部だけを担い手として、その他多くの農家を対象から外そうとするものであります。よって、要件を満たす農家は、政府の見通しでも全農地の５０％が対象外と言われております。

これは請願にも書かれていますように、今年初め発表されましたのでは、小麦で昨年の作付面積比で９３％、大豆で７７％とされています。また、米については２６％とされております。深刻な状況です。これを野洲市で見た場合、品目横断認定農家が３７戸と言われております。また、集落営農組織が２４組織２７集落と言われております。よって、多くの農家が対象から外され、農業の存続に打撃を受けると思われます。本来、農業の担い手をふやし、農業を守ることが必要なのに、担い手を限定することは問題と言わなければなりません。そもそも、今農業を取り巻く現状は、高齢化、後継者不足が深刻であります。この原因は、輸入農産物の急増による米価をはじめとする農産物価格の低迷、加えて、今回、この品目横断的経営安定対策なるものは、農業に一層の市場原理を持ち込み、さらに中小農家の切り捨て、そして一部大規模農家を中心にして、さらなる輸入自由化を進めようとしているその一環と言わなければなりません。これでは一層、農村と農業を疲弊させ

ます。

このことは本市でも如実でありまして、農林業センサスによる統計資料を見ますと、本市の場合、平成２年度から比較しますと、３０アール以上で売上５０万円以上の農家数は、平成２年度が２，５００戸でありましたが、現在では１，３８２戸に減っています。また、耕作面積では平成２年が２，２７７ヘクタールから、現在では１，８１５ヘクタールと４６２ヘクタールも減少しています。そのうち、１ヘクタール以下の耕作農家数は１，４５１戸から７１２戸と約半減しています。こういう現状を見まして、これに対して現在、野洲市でも、この間行われました行政懇談会でも自治会あるいは農家から、またせんだって農業委員会から市長に提出されました建議書でも、現在の農政、またこの品目横断対策についての見直しや、あるいは農業と環境の保全、また高齢化に伴う農業への担い手支援、あるいは市また国に対する施策の充実、改善等などの要望が提出をされているところであります。

しかし、現状は先に言いましたように、何ら抜本的な対策がとられることなく、先ほども言いましたように、今、政府が食糧の自給率の引き上げを言っていますが、実際は４０％を割り込んでいます。これは、主要先進国の中で１００％を切ってるのは日本あるいはドイツだけになっています。

このように、品目横断対策は、自給率の一層の低下、農業切り捨てにつながります。よって、日本農業を崩壊させる現農政の転換は必要でありまして、今回、多数の農家が現行の、これまでの対策が廃止されるもとで、輸入米や大手流通資本の買いたたきなどなど、丸腰で向き合わなければならない現状であります。よって、日本農業を再生する道が輸入の規制、また主要農産物の保障対策復活など、そして、大事なことは、小さい農家や、また高齢者、年寄り、そして新規就農青年などにも支援の対象に加えること、多様な農業の担い手を育成していくことなどであります。

以上のことから、本請願が、請願事項で求めております今回の品目横断的経営安定対策を抜本的に見直すこと、農業をやりたい人、継ぎたい人を対象にすること、農産物の輸入を規制し、価格保障対策の復活や充実、またきめ細かい支援策を講じること、多様な農業の担い手を育成することなどが必要であり、今回のこの請願、十分ご審議の上、採択すべきだと考えます。審議をお願いしたいと思います。

次に、請願５号日豪をはじめとするＥＰＡ路線を転換し、自給率の向上を食料主権に基づく農政を求める請願についての説明であります。

この経済連携協定とは、請願趣旨にも書かれておりますように、現在、政府が世界各国と協定締結を進めています。これまで２００２年１１月にシンガポールとの締結に始まり、メキシコ、マレーシア、チリ、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシアとは締結済みであります。さらにＡＳＥＡＮ、東南アジア諸国連合との合意や、そして現在、問題になっているのは、この請願にも書かれておりますオーストラリアとの協議であります。

そもそも経済連携協定とは、農産物、鉱工業製品など、物の関税の原則撤廃、そしてサービスや金融の幅広い自由化を目指す国間の協定であります。そこで、対オーストラリアとの関係で問題となりますのは、現在、オーストラリアから輸入する鉱工業製品はほぼ関税がゼロであります。よって、日本とオーストラリアとの連携交渉では、日本政府が農産物の関税撤廃を受け入れる場になるかどうかと問題になっているわけであります。このような政府の考えと方向は、日本の農業関係者から不安、批判が高まっているところであります。

政府が今年８月に、オーストラリアとの交渉を行いました。しかし、オーストラリアが日本への輸出に小麦、乳製品、牛肉、砂糖などを求めていると言われています。しかし、ご承知のようにこれらの品目は、当然、我が国にとっても重要な品目でありまして、これらの品目の関税が撤廃されると、これも請願文書に書かれていると思いますが、農林水産省自身の試算でも、国内生産が約７，９００億円も減少するとされ、まさに日本農業が壊滅的な打撃を受ける恐れがあります。

さらに、これも請願に書かれておりますが、今後、アメリカ、ＥＵ、中国など、多国間と締結を結ぶことになれば、一層、国内農業に深刻な影響を与えます。これについても農水省が、完全自由化した場合、その影響を試算しておりますが、耕作面積が約６割減少、食糧自給率が現在の４０％から１２％に低下するという、壊滅的影響を受けると、農水省自身が試算をいたしております。よって、今政府がとるべき道は、日本の農業崩壊ではなく、国内生産の拡大、食糧自給率の向上で、将来にわたって国民に安定した食料を供給することであります。

つまり、農業というのは各国それぞれ固有の条件に応じて、食料・農業施策を自主的に決定することが重要であります。すなわち、食料主権の確立であります。ですから、今回、政府が進めている経済連携協定、とりわけオーストラリアとの交渉は、これを真っ向から否定するものであります。

現在、オーストラリアとの交渉につきましては、全国の農家、農業団体はもちろん、食

の安全性と自給率向上を求める国民からも、強い批判と運動が起こっています。これについては、多くの地方議会でも党派、主義主張、立場の違いを超えて多くの議会で意見書が政府に提出されています。よって、政府が対オーストラリアとのＥＰＡ交渉を中止すること、また、食料主権に基づき国内生産を拡大し、食糧自給率を向上させる施策を求める内容の請願でありまして、農家と国民の声として、必要と考える請願でありますので、十分ご審議いただき、採択をお願いしたい立場から説明といたします。

○議長（林　　克君）　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明１２月５日から１２月１０日の６日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林　　克君）　ご異議なしと認めます。よって、明１２月５日から１２月１０日の６日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る１２月１１日は午前９時から本会議を再開し、議案質疑及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前１０時１２分　散会）

野洲市議会会議規則第１２０条の規定により下記に署名する。

平成１９年１２月４日

野洲市議会議長　　林　　克

署　名　議　員　　中　田　幸　子

署　名　議　員　　小　島　　進